

# 城跡の利活用にみる近代人の意識変容

—— いわき地方における例を、明治から現代まで見通す ——

小 宅 幸 一

## 1 はじめに

これまで、城は政治や建築、地勢、石高などに関わって、中世や近世の専門分野の対象として研究されてきた。たとえ、明治時代以降の近・現代において城の関係性について言及したとしても、取り壊された城郭の再現考察や再現に至った文化財としての価値など、ごく限られた範囲にとどまっているのが現状である。

一般的に考えても、いわき地方にかつて所在した「磐城平城」は、なぜ「会津若松城」や「白河城」のように再現されず、城跡が細切れに売却されてしまったのか、磐城平城の内堀はどうして鉄道用地として埋めてしまったのか、などの域を出なかつたきらいがある。

ここでは、城郭は中・近世分野の研究テーマとして扱うのが本道であり、いわばその枠外である近・現代の各分野からみた場合は傍流とみえる。城跡を近現代のテーマとして、それをどのように腑分けしていくのか、いやそもそも腑分けしていくことの意義を疑問視するムキもあるかもしれない。

たとえば、磐城平城の内堀を鉄道敷設用地に選定した場合の背景を考察する際には、江戸時代から明治時代への政治転換や意識変化、近代土木の旗手となった鉄道敷設の背景など、近世から近代への研究の橋渡しを十分に考慮していかなければ、考察は深まっていけない。たとえば適切でないかもしれないが、時代ごとの縦割り思考を取り払っていく、つまり時代を超え、他研究分野と横断するような意識を持たなければならない。

近現代の城跡や陣屋跡に対し、住民や為政者はどのような意識で、時代の変化に添って変化していったのか、そして土地利用にどのように投影したか、いわき地方を例に変化を追いながら、考えてみたい。

それは、単に「いわき地方」という限定された地域の研究であるが、視点を変えると、いわき地方が置かれた地域性の背景に潜む、明治時代以降、現代に至るまでの意識構造の変化と日本人の気質との関わりを浮かび上がらせようとする、試論でもある。

## 2 城郭に潜む権力

### (1) 城や陣屋の形態

城とは、元来、敵に攻め込まれた際の防衛拠点として設けられた構築物であり、戦闘拠点であ

るとともに、食糧や武器、資金などの集積場所であるが、もう一つの側面としては、指揮官の居住地であり、集まった情報を基に、政治をつかさどる場所である。

中世までは、攻防の拠点構築物として視られたが、江戸時代になると徳川幕府から付与された藩という区域の政治を司る場所として、また藩主が権力を具体的に発揮する場所として変容していく。

またこの時代、安定した政治体制を背景に、領内の政治や経済、流通が重視され、城や陣屋の周辺には、家臣団の住む武士屋敷や鍛冶屋、材木商などが住む町人町を配置するようになり、全体が城下町、陣屋町の形態をとっていく。

このような機能の違いが、後に跡地を利用する側の意識の違いとなって投影されることになる。

## (2) 権力の「場」

現在、地方政治を司る場所としては、都道府県庁や市役所、町村役場が位置づけられる。そこは首長（都道府県知事や市長、町長、村長）が自治事務や国からの委理事務を行う場所であり、多くの職員が首長を補佐して事務を執行する場所である。いわば補助職員を通して首長に権限が集中する場所でもある。その組織のピラミッド状は、時代をさかのぼった江戸時代においても基本的に変わりはない。

このような権限・権力が集中する場、すなわち役所・役場は、特別視されるようになり、近現代で盛んに行われた市町村合併において、どこに役所・役場を置くかは、常に焦点となり、これをめぐって合併そのものが成立しなくなる場合も出てくる。

地方政治の場がこのようにさまざまな考えが衝突する場となり得ることを念頭に置いてみると、政治体制の変更によって、どこに政治の中心を置くか、は極めて重要なテーマとなってくる。

では、江戸時代の地方政治における権力の象徴である城や陣屋は、政治体制が変わった明治時代以降、どのように扱われたのか。明治維新によって一旦は権力を失った「場」ではあるが、覇権を争ったなかで敵対したか、味方となったかの違いによって、「場」に注がれる視線の色合いはまったく異なり、利活用の仕方もおのずと異なってくる。明治時代に入り、明治政府の方針に基づき新たに地方政治を行おうとするとき、これまでの藩という地方政治中心の形態とは異なって中央集権の政治が強化されるなかで、否応なしに地方政府は中央政府の強い影響を受けることになる。

それでは、藩主が住み、家臣団が集い政治を取り仕切った城や陣屋は、政治体制が一変した明治時代において、どのような近現代を迎えたのだろうか。

## 3 近世の城・陣屋と明治維新

### (1) いわき地方における城、陣屋、代官所の成立

徳川幕府は、元和元(1615)年、“一つの大名につき、一つの城”を原則し、他に保有する城を廃止するよう、「一国一城令」を発した。併せて、幕府の許可なく新たな築城はもちろん、城を改修・補修することを禁止すると同時に、1万石以下の大名の場合には、城を持つことを禁止した。

この徳川幕府の命令に対し、特に譜代大名にあっては規模の大きな大名であっても、天守閣を築造することは“おこがましい”として、天守の代用として、許可を得て2、3階の櫓を築き、“実質的な天守”とした。10万石（後に12万石）を領した磐城平城は、まさにこの例であった。

1万石以上であっても、小藩の譜代大名や分藩したような場合は、堀や土塁で囲まれた陣屋を構えた。いわき地方では湯長谷藩や泉藩などがこの例であった。

分領、いわゆる飛び地にあっては、出張所のような存在として陣屋が配置された。常陸国笠間藩（現茨城県笠間市付近）の神谷陣屋はこの例であった。また、幕府直轄領地には代官所が置かれた。小名浜代官所はこの例である。勿来町窪田の陣屋は当初、窪田藩として独立していたが、後に幕府領、さらに棚倉藩の窪田陣屋と移行した。

このように、いわき地方の政治拠点としての形態はさまざまであった。

## (2) 明治政府による藩政の解体

徳川幕府が倒れると、新政府は明治元(1868)年4月、官制改革を断行し、江戸に在住する諸藩の一族やそれに従う者すべて藩地に移住すべし、という触れを発するとともに、東京に所在した藩主の私邸を除き、政務を行っていた上屋敷や別邸の役制であった下屋敷などを没収した。

この一連の過程で、いわき地方に所在した磐城平藩、泉藩、湯長谷藩は、新しい政治体制に異を唱えるカタチで、現在の東北地方を中心とする奥羽越列藩同盟31藩に加盟せざるを得ない状況に追い込まれた。

同盟諸国が反対し結束したのは、薩長倒幕派によるクーデター方式での王政復古とその方法への疑念があったからだとされる(注1)。しかし、一方で、幕末期にあって、東北諸藩では門閥層が依然として藩政を掌握しており、人材の登用や産業振興が遅れ、藩政改革による「体質改善」が行われない以上、西南諸藩にみられるような幕藩体制の枠からはみ出す現象がみられなかった(注2)、という社会変化と組織のズレに起因していることも確かだった。

明治元(1868)年6～7月の戊辰戦争でいわき地方の3藩は落城する。明治元(1868)年12月、新政府は奥羽越列藩同盟の諸藩に対する処分を行ったが、天皇の親政による新しい統一国家をつくるための戦争であり、それが民衆の生活までおよぶ「御一新-維新」を成し遂げることになるのだと唱える新政府にとって、過酷な処分は避けなければならなかった(注3)。(表1)

表1 いわき地方における戊辰戦争後の処分内容

処分 藩名	旧高(石)	除削封高(石)	備 考
磐城平藩	3万石	4,153石	藩主の謹慎、陸中国への転封⇒取り止め、7万両献金⇒免除
湯長谷藩	1万5千石	1,000石	藩主の交替
泉藩	2万石	2,000石	藩主の交替

版籍奉還は朝廷へ土地と人民を返納しようとするもので、明治政府と薩摩藩や長州藩など4藩が合議して、明治2(1869)年1月に同内容による上表文を提出。この行為に全国の大名は追随し、同年3月に泉藩、同年4月に湯長谷藩、平藩は同年7月に、それぞれ上表文を提出した。

その見返りとして、政府は幕府から没収した地域を中心する県と同様に、従来からの藩を同じ行政組織（江戸時代の藩は行政組織ではない）として位置づけた。政府は従来からの藩主を藩のトップである知藩事に任命しつつも、府・県・藩の三治一致を図ろうとした。藩主としても、新政府体制へ恭順することにより、王臣として新しく領主の地位を保証されたいという願望があった<sup>(注4)</sup>。しかし、実質的には知藩事は世襲制を否定され、政府から任命された地方長官の立場でしかなく、以後、政府は知藩事と家臣との君臣関係を制度的に否定していく。

次いで、政府は明治4(1871)年7月に廃藩置県を断行して、政府の任命した県知事を配置。この措置で、「華族」の称号を得ていた旧藩主は知事の地位を剥奪され、同年9月末までに東京・本邸への移住を命じられた。旧藩主にとっては、名誉を与えられたうえに、江戸詰めが長かったこともあって、東京へ居を移すことにほとんど抵抗はなかった。

このように、段階的に、しかし急激に幕藩体制は解体していった。

### (3) 明治政府による城跡の処分

城郭建造物や陣屋およびその敷地は、軍事に関係する土地・建物として兵部省（後に陸軍省）に没収された。政府は旧体制のトップの処分と処遇の見通しが立つと、次の段階として、城跡などの処分に当たった。

明治6(1873)年、太政官達「ぜんこくじょうかくそんばい しよぶんならびにへいえい ちとうせんていかた全国城郭存廃ノ処分並兵營地等撰定方」(略して「廃城令」など)によって、全国の城、陣屋はすべて「存城処分」(第1号存城)と「廃城処分」<sup>(注5)</sup>(第2号廃城)に区分され、前者は陸軍省に、後者は大蔵省に、それぞれ処分を委任された。

福島県において、存城処分となったのは若松城と白河城の二つだけで、いわき地方の城や陣屋はすべて民間に払い下げられた。

## 4 城跡・陣屋における土地利用の過程

### (1) 磐城平城跡

#### 【明治時代～昭和20年】

磐城平藩は鳥居家が最大12万石を拝領したが、内藤家、井上家、安藤家と移るなかで、7万石、5万石、3万石と減じられて幕末は小藩並みとなった。明治時代に入り磐城平城は売却処分の対象となり、民間人へ払い下げられた。磐城平城一帯は、自然の地形を利用した堀と高台が入り組んでおり、新しい行政の中心地へは成り得ず、明治18(1885)年の地籍図を見ると、旧城跡（本丸、二の丸、三の丸）には居住家屋はなく、城跡周辺の土地は細切れの個人所有となり、当初は畑地や採草地へ転用された。一方、平坦地の家臣屋敷跡には、裁判所、学校などが建設され、一時、官庁街が形成された。(図1)

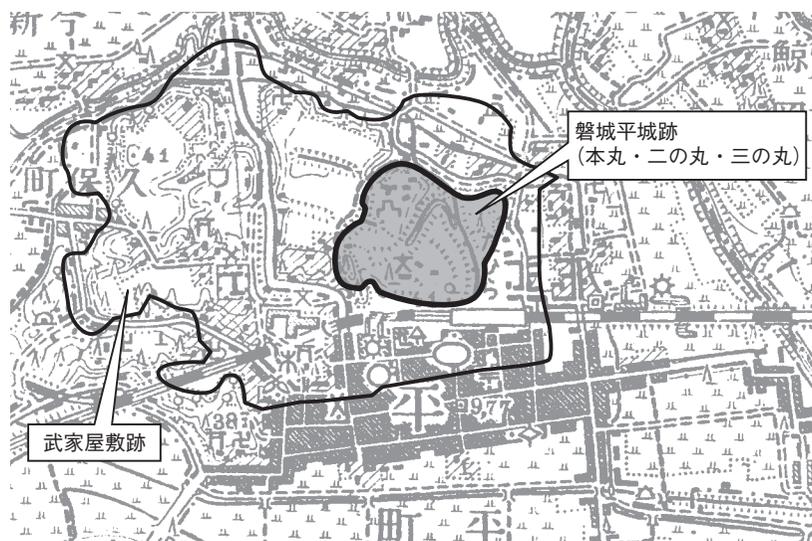


図1 明治時代の磐城平城跡および周辺 [1:50,000 地形図 平(原寸×2.0) 明治40年測図]

磐城平城跡を没収された旧藩主・安藤<sup>あんだうのふたけ</sup>信勇は明治4(1871)年8月、明治政府の命によって東京へ戻った。晩年は平町に転居、旧城跡に居住(庭園は「万華園」と呼ばれた)した。明治37(1904)年7月、旧三階櫓のあった場所の西方、旧城郭内の敷地の一部には、私立磐城女学校が開校されたが、明治45(1912)年に県立へ移行し、校舎敷地についても平町字桜町の旧武士敷地を買収して移転した。

磐城平藩の場合、戊辰戦争時、磐城平城に在って現場を指揮したのは、前藩主・信正(当時、隠居して鶴翁)で、当時の藩主・信勇は京都に在って新政府軍に恭順したこともあって、信勇が平城跡に居住することに、心的に大きな負担はなかったものと考えられる。

明治30(1897)年2月、日本鉄道磐城線(現 JR 常磐線)が開通し、平(現いわき)駅が開設されると、平町における公的施設に対する考え方は大きく転換していく。平町は地方中核都市、商業都市としての機能も強め、公的施設のうち、教育施設や裁判所などについては、畑地などに転化していた高台の城跡へ移転し、このことが住宅化を誘導したが、それでも旧城郭内(本丸、二の丸、三の丸)が公共用地として利用されることはなく、公的利用の観点でみれば、いわば忌避されたまま歳月が過ぎた。

### 【昭和20年～現代】

昭和20(1945)年8月、日本はポツダム宣言を無条件で受け入れることによって戦争を終結させた。連合国軍総司令部(GHQ)が日本を間接統治する過程で、日本はアメリカ流の民主化政策に順応していく。当初、「サムライ」「カタナ」など戦争を連想させる用語や表現などは禁止されたが、次第に解除されていく。

昭和25(1950)年8月に「文化財保護法」が公布され、昔の文化・芸術に光が当たるようになったが、一部を除き、城跡などを史跡として位置付ける考え方は希薄であった。

むしろ、城跡が陽の目を見るようになったのは、地方のシンボルとして見られるようになったからだ。平市においても、昭和20年代後期から平城跡保存運動が盛り上がりを見せ、新名所として「平城」の建設が構想されるが、文化財的な発想はなかった。昭和30(1955)年の建設計画をみると、三層櫓の復元に際し、そのなかに産業館や美術館、図書館が盛り込まれていることから、明白である。

しかし、建設計画は進まなかった。肝心の市当局に余力がなかった。昭和29(1954)年10月に市周辺の豊間町、草野村、高久村、夏井村との合併を果たしたばかりで、これら旧行政区の要望にどう応えていくか、に意識が向けられていた。

昭和30年から40年代にかけて、全国的な機運として城跡の再建が持ち上がったが、原形に忠実な再建を計画する意識は希薄であった。それは磐城平城再建にしても同様だった。

磐城平城復元の運動は、昭和39(1964)年1月に「平城建設期成同盟会」が発足し、本格化した。この時点においても、文化財という観点は薄く、観光施設としての色彩が濃い計画であった。民間団体や有志が建設計画を主導するなか、綿密な計画はなく、市民から寄付を募るカタチで計画は進んだ。市は再建事業に半ば「置き去り」にされた恰好となった。平市当局が城再建に没入できない理由としては、二つ挙げることができる。

一つには、昭和30年代半ば、磐城平藩主・安藤信正像が再建された際の不手際があったからだ。銅像造りと資金集めは民間団体・有志によって同時並行で進められ、結果として資金集めが充足しないうちに銅像が完成してしまった。このため、関係者は資金不足分の補てんを補助金というカタチで市に頼った。市議会における審議に際しては“最初に計画ありき”が本筋。ところが、平市は既成民間事業の資金不足分を補助金で補う方法による予算案を市議会に提出した。この支出のあり方をめぐっては、市議会本会議が混乱した経過があった。

二つには、当時平市は城再建よりも大きな課題に直面していたことによる。14市町村の合併(いわき市)を目前に控え、市町村のうち最大人口を持つ平市は合併の主導権を握るべく合併工作へ向け忙殺され、その一つとして合併時に間に合うように文化的拠点となる市民会館建設をめざし、不足する事業費を市民からの募金に頼っていた。つまり、平市としては磐城平城再建に費やす資金も市事業として練る余力も、なかったといえる。

民間団体・有志は資金手当てが中途のまま、昭和39(1964)年11月には起工式を挙行し、昭和40(1965)年4月に基礎工事に着手している。しかし、資金不足で3か月で中断せざるを得なくなり、疑念を残したまま歳月が流れた。以後、城跡は、いわば“タブー視”された場所として認識され、挫折を象徴するように基礎杭だけが長い間残ったままで放棄された。

平成時代に入ると、城跡に限らず歴史的建造物に対する視線が変化し、伝統工法に基づき建物を復元する例が増えていく。文化庁などが史実に基づく再現を求め、市町村としても忠実に再現することにより文化的価値を高め、それを梃に歴史教育や観光客を呼び込んだ方が“本物志向”と重なり合うという考え方が主流となっていく。

しかし、原形で復元しようとする、建築基準法や消防法などに抵触することになり、観光客の意向に答えられない恐れがある。加えて、埋蔵文化財の発掘調査が義務付けられており、幾つものハードルが待ち構えている。

平成22(2010)年6月、新たに磐城平城跡の公有地化と公園整備をめざす「磐城平城史跡公園の会」が設立されて、城跡のあり方をめぐる活動が再開された。平成27(2015)年4月には土地所有者の好意で土地を開放され、さまざまなイベントが本丸跡を中心に開催されている。新たな一歩を踏み出している(市有地化)ものの、それでもまだ、城跡に宿るさまざまな思いが絡まって、模様眺めの域を出ない状況が続く。(図2)



図2 現在の磐城平城跡および周辺 [1:25,000 地形図 平 平成19年修正]

## (2) 湯長谷陣屋跡

### 【明治時代～昭和20年】

湯長谷藩主・内藤家は1万石(後に1万5,000石)の規模で、磐城平藩の分藩として下湯長谷<sup>しもゆながや</sup>に陣屋を築いた。戊辰戦争では奥羽越列藩同盟に半ば同調せざるを得ず、陣屋は明治元(1868)年6月、後の明治政府軍に攻め込まれ落城した。湯長谷藩主は行政機関として藩を統治したが、明治4(1871)年に明治政府が任命した県知事が配属されたことにより、役目を終え、湯長谷を退去した。

陣屋跡周辺は明治22(1889)年4月に成立した磐崎村に含まれることになったが、明治時代以降、陣屋および周辺は畑や荒地と化し、半ば放置された。村役場や駐在所、小学校は、いずれも町屋のあった大字下湯長谷<sup>まちした</sup>字町下に配置された。(図3)

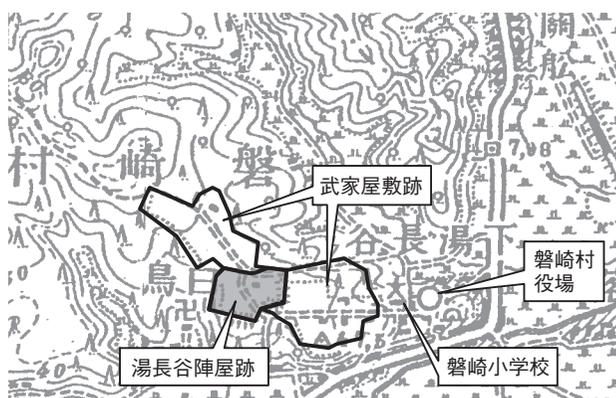


図3 明治時代の湯長谷陣屋跡および周辺 [1:50,000 地形図 平(原寸×2.0) 明治40年測図]

## 【昭和20年～現代】

先に記述したように、日本の戦後改革はアメリカ主導によって行われた。その一つとして教育改革のなかで6・3制（小学校6年、中学校3年）が施行され、同時に中学校の独立校舎建設が義務化された。

しかし、当時の市町村には独立校舎を建設する資金手当てではなく、国からの支援もいわば順番待ちの状況となった。磐崎村の財政状況も同様で、関係法令の施行に基づき、応急的に昭和22(1947)年4月、磐崎小学校に併設して磐崎中学校を開校した。

磐崎中学校の校舎建設に関しては、昭和23(1948)年7月および9月開会の村議会で十分検討して、当時畑地や荒地となっていた湯長谷藩陣屋跡を建設地と定め、昭和26(1951)年4月、大字下湯長谷字家中跡<sup>かちゅうあと</sup>に独立校舎として移転開校した。(図4)

いち早く小学校、村役場、派出所が設置された町屋区域と長い間、畑地や荒地として半ば放置されていた陣屋跡。その土地利用は好対照であったが、放置された状態の城跡は、戦後公共施設として初めて活用されることになった。

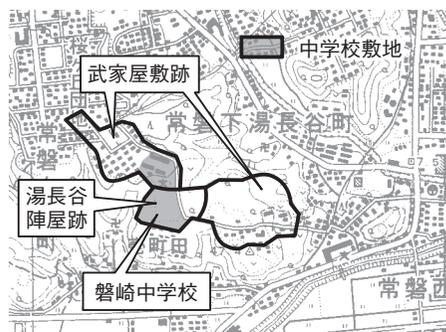


図4 現在の湯長谷陣屋跡および周辺  
[1:25,000地形図 磐城泉(原寸×2.0)平成19年修正]

## (3) 泉陣屋跡

### 【明治時代～昭和20年】

泉藩主・内藤家は1万5,000石(後に2万石)の規模で、磐城平藩の分藩として寛文8(1668)年、泉に陣屋を築いた。戊辰戦争では奥羽越列藩同盟に半ば同調せざるを得ず、陣屋は明治元(1868)年6月、後の明治政府軍に攻め込まれ落城した。

泉藩の重鎮であった松井秀簡は新政府軍への恭順を主張して、自殺することによって、藩論に抗議した。主戦か和戦か、迫られるなかで、藩内の家臣団は藩主の意向に絶対服従するしかなかった。

明治時代に入り、松井氏に共鳴した元勤皇派が明治政府に寄った積極的な政策で泉藩、泉県を取り仕切り、戊辰戦争からの復興をめざした。

浜街道に沿い宿場町として機能していた平や植田、湯本と異なり、浜街道から約2km逸れた泉は、城下機能が消滅した後、容易に他への機能転換を図ることができず、一部取り立てられた旧家臣以外の多くは禄を失った。この状況下、一時期行政機関となった泉藩は、明治政府が発した「神仏判然令」と明治3(1870)年に出された「大教宣布」を拡大解釈して、明治4(1871)年、廃仏毀釈を断行。藩内のすべての寺を廃絶して、跡地を旧家臣の敷地に充てて授産させようとした。このような例を含め、多くの藩においては家臣の家禄見直しを中心とする禄制改革や帰農・帰商が明治3(1870)年以降に企画・着手されていた(注6)。

しかし、土地は与えられても、わずかな金禄公債の発行と引き換えに家禄の支給を打ち切る「秩禄処分」を受けた旧家臣にとって、生活の糧を得る手立ては容易ではなかった。

旧湯長谷藩と同様に、陣屋および周辺は、明治時代以降、畑や荒地と化し、半ば放置された。

明治22(1889)年4月に成立した泉村役場は当初は町屋に、次いで陣屋北側の武士屋敷付近へ、小学校も陣屋の北側・武士屋敷跡付近に配置。一方、陣屋跡は長い間、小学校や青年学校の学校畑として利用されていたに過ぎなかった。(図5)

### 【昭和20年～現代】

湯長谷藩の例と同様に、財政逼迫の泉村の場合も関係法令の施行に基づき、応急的に昭和22(1947)年4月、泉小学校に併設して泉中学校を開校した。

泉村が当時小学校の学習畑となっていた陣屋跡の泉村大字泉字泉に泉中学校を建設したのは、昭和26(1951)年11月であった。これが本格的な土地利用の最初で、以後泉市街地の発展とともに、繰り返し公共施設の入替えが行われる。(図6)

泉陣屋跡は昭和40(1965)年11月に泉小学校へ、昭和59(1984)年7月に「いわき南福祉事務所」へ、平成3(1991)年4月には、「泉公民館」と「市小名浜支所泉出張所」(現「市泉市民サービス・センター」)が併設された建物が竣工した。泉陣屋跡の南側には同年4月、「いわきコンピュータ・カレッジ」が設立された。

泉陣屋跡の場合は、湯長谷陣屋跡以上に、土地利用のあり方の違いが戦前、戦後の差として際立っている。

### (4) 窪田陣屋

#### 【明治時代～昭和3年】

元和8(1622)年、磐城平藩主として入封した内藤政長の娘婿・土方雄重<sup>ひじかたかつしげ</sup>は、菊多郡窪田村内に1万石、他地に1万石、合わせて窪田陣屋を持つ2万石の大名であった。しかし、家督をめぐる争いが幕府にとがめられ、貞享元(1684)年、3代62年で廃藩となった。

その後、幕府直轄領を経て、享保13(1728)年、窪田陣屋付きの村々はすべて棚倉藩松平家の分領に編入。

以後、小笠原家、井上家、松平家、阿部家と藩主を変え、幕末まで継続した。戊辰戦争では、奥羽越列藩同盟に加わっていた棚倉藩の分領を統治していた関係で、陣屋は明治政府軍に接収された。

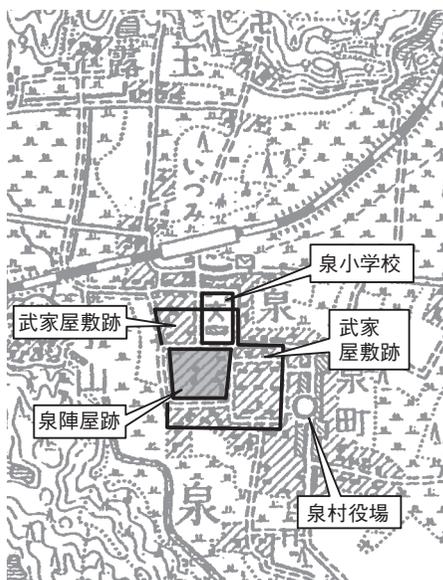


図5 明治時代の泉陣屋跡および周辺  
[1:50,000 地形図 小名浜(原寸×2.0)明治40年測図]

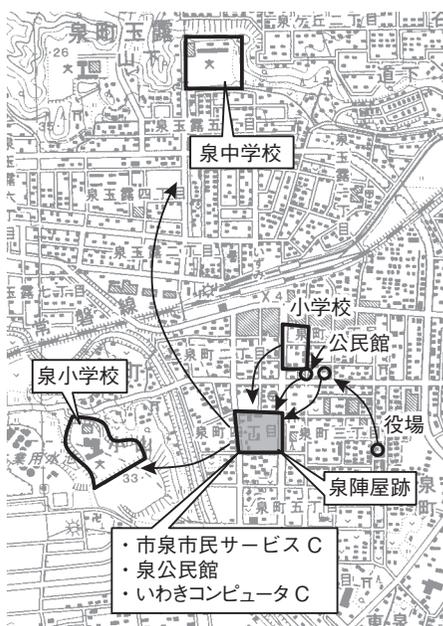


図6 現在の泉陣屋跡および周辺  
[1:25,000 地形図 磐城泉 平成19年修正]

その後、村役場、窪田（→勿来）第一尋常小学校などの官公署は街道沿いに設置され、陣屋跡は半ば放置されたように畑地として利用された。（図7）

明治時代末期以降、石炭産業の発達とともに、窪田は物資の集散地、石炭産業に伴う消費地として栄えると人口が増えた。勿来第一尋常小学校は児童数の増加に伴って明治時代から大正時代にかけて幾度も増築されたが、これも限界があり、移転改築が必要となり、移転先として考えられたのが、小学校の裏側、微高地となっている陣屋跡の勿来町大字窪田字伊賀屋敷であった。当時は畑のままとなっていて、校舎敷地造成も容易だった。校舎が移転改築されたのは、昭和3(1928)年9月であった。

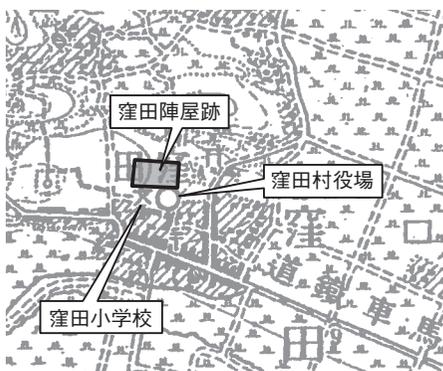


図7 明治時代の窪田陣屋跡および周辺  
〔1:50,000地形図 小名浜(原寸×2.0) 明治40年測図〕

## (5) 神谷陣屋跡

### 【明治時代～昭和20年】

常陸国笠間藩の牧野家は、寛延2(1749)年にいわき地方の神谷や四倉などの飛び地を分領として所領した。文政6(1823)年に立錫山の北に位置する中神谷字石脇に移設。一時幕府領となったものの、それ以外は幕末まで牧野家の分領を管理した。

神谷陣屋の場合、平、湯長谷の各藩とは、まったく逆の立場だった。笠間藩の牧野家は新たな政府側に味方したため、いわき地方においては敵に囲まれた状態であった。戊辰戦争時の明治元(1868)年6月、笠間藩神谷陣屋は新政府に反する奥羽越列藩同盟に同調した磐城平藩の兵士によって攻め込まれ落城した。

明治時代になると、明治6(1873)年8月に学制施行に伴って旧陣屋は養拙小学校に転用された。その後、中神谷小学校、神谷尋常小学校などを経て、明治34(1901)年3月に高等科を併置した。さらに、明治22(1889)年4月に6か村が合併して成立した神谷村役場については、明治30(1897)年、小学校に隣接する民家に設置された。（図8）

神谷陣屋跡は、明治時代の早い時期に小学校や役場として位置づけられており、平、泉、湯長谷などの城跡・陣屋跡が長い間放置されていたのと比較するとき、大きく対応が異なることがわかる。

### 【昭和20年～現代】

陣屋跡は神谷村役場に転用された後、昭和25(1950)年には平市と合併、その後は支所として機能したが、いわき市の発足で廃止となった。



図8 明治時代の神谷陣屋跡および周辺  
〔1:50,000地形図 平(原寸×2.0) 明治40年測図〕

神谷尋常高等小学校は、一時別地域に移転したものの元に戻り、戦後の教育改革で神谷村立小学校(昭和22年)、平市との合併により平市立第六小学校(昭和25年)、いわき市の発足でいわき市立平第六小学校(昭和41年)となり、現在に至っている。(図9)



図9 現在の神谷陣屋跡および周辺  
(1:25,000 地形図 平  
平成19年修正)

## (6) 幕府領小名浜陣屋

### 【明治時代～現代】

小名浜は延享4(1747)年まで磐城平藩・内藤家の所領であったが、<sup>えんきょう</sup>のべおかに転封され、幕府直轄領となった。代官所(小名浜御陣屋と呼称)は小名浜市街西方、太平洋を一望に見渡せる一角に設置された。幕府領は当初約4万7,000石であったが、幕末には約15万石に増加。戊辰戦争時では、新政府軍に攻められ、明治元(1868)年6月に焼失した。交通の便が悪く、まとまった土地利用には不向きで、現在は陣屋跡の石碑が残るのみである。

## 5 戊辰戦争と城跡に投影される近・現代人の意識変化

### (1) 城跡の土地利用に投影される意識

人がその土地をどのようにみて、どのように意識するか、さまざまであり、土地を利用する際の条件としては、気象、地形などの自然条件や政治、交通、経済などの社会条件の組み合わせが存在する。土地に歴史的蓄積や他からの影響が大きいほど、さまざまな意識が積み重ねられる。

しかも、その土地に向ける意識は固定ではない。社会的要因が変化すれば、意識も変化し得る。土地に対する「執着」や「希薄」、さらには「無関心」という意識変化に、土地利用の「容易」や「困難」という意識が重ねられて、その土地にふさわしい利用方向が導かれていく。土地利用を通して市内の城、陣屋などの“役割を終えた後”の土地利用の推移をみていくとき、そこにあるものが物理的な制約だけでないことは確実にみえてくる。プラスあるいはマイナスともいえる磁場が生じ、それは言い換えれば「土地の精霊」のようでもある。

### (2) 戊辰戦争に伴う敗者のトラウマと明治政府の権力

戊辰戦争は、地域的にみると、後に明治政府の一翼を担う薩摩や長州などを主体とする軍とこれに反する奥羽越列藩同盟藩の対立であり、いわき地方になぞらえると、前者が笠間藩、後者が磐城平藩、湯長谷藩、泉藩、棚倉藩という構図である。

戊辰戦争は外的要因(外国船来訪や開国要求)による危機感と内的要因(外様大名下級武士の上昇志向と既存権力との対立)の絡んだ階級闘争の一種でもあるが、当初その闘争の火元は有力藩の連合政権的な存在に過ぎなかった。それが天皇を擁することで一挙に権威を高め、諸藩に誓文に対する誓約を行わせることで天皇を絶対君主に位置づけ、諸藩からも相対的に自立した政治権力を創出<sup>(注7)</sup>していく過程で、幕府軍と敵対していったといえる。

しかし、あくまでも急ごしらえであり、にわかには方向性を見定めることができず、めまぐる

しく政策を変えていく。それは眼前の敵である旧幕府勢力の一掃と新政府の確立をめざしたもので、短期間に尊皇攘夷、倒幕、全面開国、遷都、版籍奉還、廃藩置県、西洋からのシステム採用（太陽暦、学制、富国強兵、殖産興業など）と、試行錯誤に満ちた制度設計の過程でもあった。

この過渡期に生じた摩擦は、江戸期に培った日本の文明と西洋の文明がぶつかった衝撃から生まれたとされ、激しい精神の変節は合理性を欠くと意識されたが、政府はつじつまを合わせることに終始し、江戸時代に醸成された武士道や儒教、あるいは国学的な教養というような「台木」の上に、西洋文化のさまざまな文化を、いわば「接ぎ木」したもの、と考えられた<sup>(注8)</sup>。

この目まぐるしい制度変化のなかで、新政府の手法に反発し、敗北した奥羽越列藩同盟の地域は、徳川幕府を擁護した「旧態依然」「保守的」「後進性」と内外に意識づけられ、東北地方の地域特性が強調された。いわき地方は、東北地方という地域性に対して張られた特有なレッテルを払拭できるか、さらに明治政府の政治手法にいかんを認めてもらうか、という異質な二重の課題と向き合わざるを得なくなった。

明治政府の採った政治手法は、江戸時代のいわば地方分権的な弱点を反面教師として中央集権へ舵を切ったもので、地方政治に直接介入する体制であった。これに対し、地方ではこれまでの経験則は役に立たず、明治政府が及ぼす権力の程度については忖度するしかなかった。戊辰戦争で遅れをとったいわき地方においては、その反動は著しかった。

当然のことながら、明治政府の権力がどれほどのものか、地方の政治執行者の目には見えない。似た言葉に「影響力」があるが、影響力が本人の意思の如何にかかわらず他者の行為状況を事実的に規定するのに対し、権力とは、まず、いくつかの可能な選択肢が与えられているという条件の下で、行為者の行為選択に一定の方向づけを与える力であり、関与者に帰属を迫る力ではない。「選択性」がありながら、「好ましくない」行為選択を回避させるという形で行為者に作用する。その際に、権力は意識・無意識の程度にかかわらず、「好ましくない」行為選択が「好ましくない」結果をもたらすという可能性を構成することによって、この「好ましくない」選択を回避するように、行為選択を制限していくことになる<sup>(注9)</sup>。

このような観点から、磐城平藩→平町、湯長谷藩→磐崎村、泉藩→泉村、棚倉藩窪田分領→窪田村、笠間藩神谷分領→神谷村、幕府領小名浜陣屋→小名浜町と政治システムが変わったなかで、反新政府軍に組みした藩・幕府領から転じた町村と新政府軍に組みした藩から転じた唯一の村であった神谷村の対応の違いが浮き彫りになる。

すなわち、藩主（分領や幕府領の場合は代官等）が住み、また政治の中心であった藩邸の明治時代における土地利用をみると、前者では町・村役場や学校などの公共施設は配置されなかったが、一方、神谷村では村役場、小学校が配置されることになる。

凡例としては数少ないが、この変化を明治政府が持つ権力の“性癖”に落とし込んでみると、新政府軍に敗れた奥羽越列藩同盟の各藩から転じて地方政治を担うようになった町や村は、明治政府の権力を“意識”して、明治政府が「好ましくない」と考える行為選択が「好ましくない」結果をもたらすかもしれないという観念に捉われて「好ましくない」選択を回避する、すなわち明治時代にあっては江戸時代における政治の中心地を選ばない方向へ傾斜していくのがみえる。権力が放たれた基には政府だけでなく、その上に畏怖すべき天皇の存在があった。

一般人は、急激に事態が変化した場合、その状況を合理的に受け入れる余地がない。制度変更を追従することが、日常生活を送るうえで精神の安定化につながると、自らを納得させるしかない。自らの精神の混沌を、心の安定を求めるあまりの反動的な考え方や絶対的(盲目的でもある)な思い込みなどによって突破せざるを得ない。

特に、磐城3藩は他の東北各藩などと異なり同盟参画には消極的で、いわば巻き込まれたという“後遺症”が残った。明治時代以降、強い反作用として、明治政府への追随意識を強めたものと考えられる。その一例として、行政機関と認められた泉藩では、神仏判然令などによる政府の意向を拡大解釈し、短兵急に廃仏毀釈の施策を藩内に命令した。

一方、旧藩士以外の一般人(特に、庄屋から転じて区長や戸長、さらには町村長)には“後遺症”として、昭和時代まで“引き継がれた”。

それを泉陣屋跡にみることができる。明治時代以降、泉陣屋跡地は民間人に転売されたが利用されず、昭和時代初期には陣屋跡の外側、武士屋敷跡に立地した泉小学校や泉青年学校が学校実習地として借用していた。

この陣屋跡地に、昭和9(1934)年、屠殺場を建設する案が表立った。これに対し、泉村民が異を唱えたが、それは学校実習地を失ってしまうという理由は示されていない。

ともかく、これを食い止めるには村有化が最も有効だったが、土地購入資金が必要となった。泉村は村議会に諮って予算化し、借財をして翌年に公有化した。一般的に土地取得は何らかの利用のために執行されるもので、いわば無目的の公有化は考えられない。

では、何が阻止して公有化に向けさせたのだろうか。確証はないものの、住民にとって陣屋跡=屠殺場が情情的に相容れず、陣屋跡を“精霊”に満ちた土地と視ていたからこそ、村議会においても容易に可決されたものと考えられる。

このように、明治、大正、昭和と続いていく過程で、磐城平、湯長谷、泉、棚倉の各藩、それに幕府直轄領に属していた、いわき地方における大半の地域住民は、戊辰戦争で明治政府に敵対した象徴ともいえる城跡や陣屋跡を意識的に避け、しかし容易に葬り去ることのできない存在として視ていたもの、と考えることができる。これを土地利用の面で考えると、明治時代以降、市町村の中核部である地方政治・教育機能を据えることにはあまりにも“不適”であり、その結果として、地方の為政者によって町村役場や学校などが、城や陣屋の周縁となる武士屋敷跡や町人町機能の場所に配置されることは、明確な理由を付さなくても多くの住民の理解を得られた。

一方、戊辰戦争で明治政府側に付いた笠間藩にとって神谷陣屋跡は、明治時代以降も村役場や学校にふさわしい地として認識されたのである。

城や陣屋の跡をつぶさに見ていくとき、江戸時代末期に起こった戊辰戦争が意識のきしみとなってあらわれ、その後のいわき地方の住民に大きな影を落とし、それが土地利用の面にも大きく左右していることがみえてくる。

### (3) 江戸期を視る意識の変容とトラウマの解消

第二次世界大戦終結後の社会秩序の変化は、日本人の意識を大きく混乱させたが、考えてみれば日本人にとって、革新と因習打破は伝統への敬意やお上への追従と同じくらいに、日本人の心

に深く埋め込まれた強迫観念の継続であった。明治維新以降の数十年間、根本からの変化を常に予期し、かつその変化に適応するように訓練されていたのである。戦後のさまざまな変化についても、いずれ避けられないからとか、結局それが望ましいからといった理由で、人々は比較的容易に受け入れた<sup>(注10)</sup>。

戦後のアメリカ主導による民主主義の浸透は、ふたたび明治時代以降の考え方を否定する方向に修正されていく。国全体の意識の流れとしては、明治時代からの「近代」を葬り去る一方で、江戸時代の「近世」を是認する方向へ加速していった。

この機運に乗り移るように、公的機関として利用されることが忌み嫌われた、地方政治の中心であった城や陣屋の跡地は、“由緒ある地”として醸成されていく。この視座に適う、城や陣屋の跡地における公的施設転用が、戦後の社会転換で鮮明化されていく。

さらに時代を経て、高度経済成長以降に加速していく物質礼賛主義も地域住民の意識を変えた。当初は、実際の形態とはかけ離れた城の再現が主流で、昭和30年代から40年代に起こった磐城平城の再現も同様であった。存在していたトラウマの意識を追い払って、その土地が経済的な価値を生むかどうか、で判断されていくようになる。時あたかも高度経済成長を経て、日本人の価値観は大きく変化し、物質礼賛へ傾斜していく。

しかし、磐城平城の再建はこの期に頓挫した。これ以降、日本は経済の低成長下に入り、物質礼賛は機能しなくなって、ふたたび時代は転換を迎え、新たな拠り所を求めるようになる。戦後、跡地利用が公共用地としてほぼ固定した湯長谷や泉、窪田の各陣屋跡とは異なり、磐城平城の跡地利用は、高度経済成長期に頓挫したトラウマから容易に脱しきれない。しかも、跡地は未整備の土地として平市民に認識される一方、行政の枠組みが平市からいわき市へ拡大したなかで、いわき市全体とどう関わるのかという新たなテーマが付加されて、容易に身動きがとれなくなる。江戸時代の当初、磐城平藩が10万石といわき市のほぼ全域を掌握した時代と江戸時代末期、平市街周辺部分の領地しかあたえられなくなった時代を比較し、さらに明治時代以降のいわき地方が合併を繰り返し、いわき市合併の道筋をたどったことを考え合わせると、そのことが理解できよう。

陣屋跡も含め城跡の利用は、“未整備”の土地として存続する場合は、時代や地域社会の影響を受け、変容していく。今の時代も将来も、磐城平城はさまざまな住民意識と関わりながら、時空を超えて問いかけていくことになる。

## 注

- (1) 佐々木克『戊辰戦争』216ページ。
- (2) 石井孝『戊辰戦争論』196ページ
- (3) 佐々木克『戊辰戦争』211、212ページ。
- (4) 松尾正人『廃藩置県』37ページ。
- (5) 在城処分とは、建造物を保存しようといった、後の文化財のような考え方ではなく、陸軍の兵営地として城郭建造物や石垣、樹木などの整理をすることを目的としており、一方廃城処分では、大蔵省の普通財産に所管替えされ、建物や敷地は民間人に払い下げられた。廃城処分となった城跡はさまざまなカタチで民間へ移され、場合によっては、城跡の敷地が民間から行政機関へ寄付され、城が再建された例もある。

- (6) 松尾正人『廃藩置県』86、87ページ。
- (7) 松尾正人『維新政権』52ページ
- (8) 新保祐司『異形の明治』23ページ
- (9) 中野敏男「支配の正当性—権力と支配を新たに概念構成する視野から」69～71ページ。『岩波講座 現代社会学第16巻 権力と支配の社会学』。
- (10) ジョン・ダワー『増補版 敗北を抱きしめて』213、214ページ

## 引用・参考文献

- 『異形の明治』新保祐司 (株)藤原書店 2014年
- 『維新政権』松尾正人 吉川弘文館 1995年
- 「支配の正当性—権力と支配を新たに概念構成する視野から」中野敏男 『岩波講座 現代社会学第16巻 権力と支配の社会学』(株)岩波書店 1996年
- 『増補版 敗北を抱きしめて(上・下)』ジョン・ダワー (株)岩波書店 2004年
- 『廃藩置県』松尾正人 中央公論社 昭和61年
- 『戊辰戦争』佐々木克 中央公論新社 1977年
- 『戊辰戦争論』石井孝 吉川弘文館 2008年

(おやけ こういち／地域社会／いわき明星大学地域基盤型客員教授)